

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	9月1日 (水)	午後1時から午後4時まで	佐久会場	東信
	9月8日 (水)		千曲会場	北信
	9月15日 (水)		松本会場	中信
	9月22日 (水)		飯田会場	南信

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年7月29日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考查を行う。
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	(所要時間60分)

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込みすること。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受ける者（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとする者を除く。）	9月29日 (水)	午前10時から午後4時まで	長野会場	県下一円

生活保安課

正 誤

平成16年4月30日付け長野県告示号外「長野県組織規則の一部改正」中

ページ	行（箇所）	誤	正
7	左上から4	改め、「庶務係及び」を「総務係及び」に改め、	
10	左上から48	改め、「検査指導幹の」を「検査幹の」に改め、	

人事活性化チーム